

神奈川県立鶴嶺高等学校学則

目次

- 第1章 総則(第1条～第6条)
 - 第2章 学年、学期、休業日等(第7条～第12条)
 - 第3章 教育課程及び教科書等(第13条～第14条)
 - 第4章 修了及び卒業の認定等(第15条～第17条)
 - 第5章 入学、転学、留学、休学、退学等(第18条～第31条)
 - 第6章 賞罰(第32条～第33条)
 - 第7章 授業料等(第34条)
 - 第8章 職員組織(第35条)
- 附則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この学校は、神奈川県立鶴嶺高等学校と称する。

(目 的)

第2条 この学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育を施すことを目的とする。

(位 置)

第3条 この学校の位置は、神奈川県茅ヶ崎市円蔵1丁目16番1号とする。

(課程及び学科)

第4条 この学校の課程及び学科は、全日制の課程・普通科とする。

(定 員)

第5条 生徒の定員は、別に定めるところによる。

(修業年限)

第6条 この学校の修業年限は、3年とする。

2 生徒がこの学校に在学することができる年数は、6年とする。ただし、校長が6年を超えて在学することについて特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

第2章 学年、学期、休業日等

(学 年)

第7条 この学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 この学校の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 この学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(第3号に該当するものを除く。次号において同じ。)
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日としてあらかじめ教育長に届け出た日
- (4) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く。)

2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第7条に定める学年で通算して60日以内とする。

(振替授業)

第10条 校長は、学校行事としての体育祭、文化祭等恒例の行事を行う場合、その他教育の実施上特別の事情がある場合は、授業日と休業日とを振り替えることがある。

(休業日の授業)

第11条 校長は、郊外における実習や特定の期間に行う選択制の授業等教育の実施上特に必要と認める場合は、休業日に授業を行うことがある。

(臨時休業)

第12条 校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合又は教育の実施上特に必要と認める場合は、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程及び教科書等

(教育課程)

第13条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等)

第14条 この学校において使用する教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条に規定する教科書をいう。)は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が採択したものとする。

2 前項に規定する教科書がない場合には、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することができる。

第4章 修了及び卒業の認定等

(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与)

第15条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第16条 前条に規定する卒業の認定等に関する基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留め置き)

第17条 校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかつた生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

第5章 入学、転学、留学、休学、退学等

(入学資格)

第18条 この学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学資格)

第19条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の志願)

第20条 この学校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選抜)

第21条 入学者の選抜は、教育委員会の定めるところに従い、校長がこれを行う。

2 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

(入学の許可及び手続)

第22条 入学の許可は、校長がこれを行う。

2 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(転学)

第23条 校長は、他の高等学校からこの学校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第24条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第25条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

(休学及び退学)

第26条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学又は退学をしようとするときは、保護者は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

3 校長は、生徒のうちに休養又は療養の必要があると認める者があるときは、休学を命ずることがある。

(復学及び再入学)

第27条 休学中の生徒が休学期間の満了前に復学しようとするときは、保護者は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠席)

第28条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため欠席しようとするときは、保護者は、欠席届を校長に提出しなければならない。

(出席停止)

第29条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるときは、その者に対し出席を停止させることがある。

(忌 引)

第30条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

(氏名又は住所の変更)

第31条 生徒は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者の変更又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

第6章 賞 罰

(表 彰)

第32条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することがある。

(懲 戒)

第33条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 授 業 料 等

(授業料等)

第34条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例(昭和33年神奈川県条例第3号)の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

第8章 職 員 組 織

(職員組織)

第35条 この学校の職員組織は、校長が別に定めるところによる。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、昭和57年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日においてこの学校に在学する生徒の在学年限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に入学した生徒
平成26年3月31日

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に入学した生徒
平成27年3月31日

(3) 第1号及び第2号に掲げる期間以外の期間に入学した生徒
平成25年3月31日

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年6月8日から施行する。

生徒心得

神奈川県立鶴嶺高等学校の生徒である誇りと自覚をもって、本校の教育目標をよく理解し、お互いが深い愛情と協力の精神によって生き生きとした学校生活を送り、よりよい校風の発揚に努力する。

〔 1 〕 学 習

- (1) 勉学は生徒の本分であり、学校生活の中心となるものであるから、すべて積極的かつ活発に行うようにする。
- (2) 授業は常に自主的積極的態度でのぞみ、疑問や不明個所はそのままにしておかず、そのつど解明し納得できるように努める。
- (3) 欠席・遅刻・早退で欠課が生じた時は、その遅れをとり戻す努力をしなければならない。
- (4) 学習が厳粛緊張のうちに、しかも楽しく進められるよう、教室の採光、保温、換気、整頓に注意する。

〔 2 〕 欠席・遅刻・早退・欠課

- (1) 欠席・遅刻・早退が予め明らかな時は、事前にその理由を保護者が所定の用紙で HR 担任に提出する。
- (2) 急な欠席・遅刻・早退をする場合は、当日 HR 時までには保護者が学校・家庭連絡システム等を利用して HR 担任に連絡する。連絡なしに欠席してはならない。
- (3) 長期欠席者は、欠席期間中、その状況を随時 HR 担任に届け出る。
- (4) 忌引は次の標準による。
父母 7 日(土日を含む)、祖父母・兄弟姉妹 3 日、伯(叔)父(母)その他同居親族 1 日
- (5) 特別の事情がない限り、遅刻してはならない。
- (6) 無断で早退してはならない。

〔 3 〕 登校・下校

- (1) 朝の登校は、HR 開始時より 10 分前までにする。十分な時間の余裕をもって家を出なければならない。
- (2) 登校時から下校時まで、無断外出はしない。やむを得ず外出する時は、HR 担任又は他の職員に届け出て、許可をうける。
- (3) 下校の際は、必ず戸締りや消灯の確認をする。
- (4) 一般生徒の下校時刻は、午後 5 時とする。
- (5) 部活動の最終下校時刻は午後 7 時とし、部顧問の指導をうける。
- (6) 登下校に自動車やオートバイ、電動キックボード等の使用(運転・同乗とも)を禁止する。制服着用時も登下校と同様とする。ケガ等の状況で送迎が必要な場合は、保

護者等の車に同乗しての登下校は可とする。

- (7) 自転車通学の希望者は、所定の願を出し、ステッカーを貼ること。
- (8) 登下校の際は、交通ルールを守って安全通学を心掛け、又他人に迷惑をかけてはならない。

〔 4 〕 服 装・身だしなみ

- (1) 生徒は、本校の制服を着用する。
- (2) 本校の制服は、次のとおりとする。
 - (ア) 男子は標準詰襟学生服とし、Y シャツは白無地とする。
女子は黒の上着及びスカートまたはスラックスとし、Y シャツは白無地とする。
スカート丈は膝下 5cm～膝上 5cmとする。
 - (イ) 夏期の服装について
男子は、ズボンと白無地Yシャツとする。Yシャツの代わりに白無地ポロシャツも認める。
女子は、スカート又はスラックスと白無地 Y シャツとする。Y シャツの代わりに白無地ポロシャツも認める。
男女ともにハーフパンツの着用も可とする。ただし、式典等への着用は不可とする。
 - (ウ) ブラウス・Yシャツの上にフードの付いていないベスト・カーディガン・セーターの着用を認める。これらは、華美でなく無地を基本とした端正なものとする。
 - (エ) ジャージ、トレーナー、パーカー類の着用は認めない。
- (3) 11月から 4 月の登下校時は、男女ともに上着を着用する。また、その上に防寒用のコート等を着てもよい。
- (4) 5月から10月の登下校時は、気候に応じて(2)の(ア)(イ)(ウ)のいずれかの服装を選択してもよい。
- (5) 校内では、通年ベスト・カーディガン・セーター姿も可とする。
- (6) 式典は、(2)の(ア)または(イ)の服装で臨むものとする。
- (7) バッジ、ボタン等は、所定のもの、定められた位置につけておく。
- (8) 頭髪は、高校生にふさわしく、端正にして清潔なものとし、染色・脱色・パーマ等の頭髪の加工をしてはならない。また、ヘアエクステンション等もつけてはならない。
- (9) 校内では、不要な装飾品を身に付けない。
- (10) 校内では、外履、体育館履をはっきりと区別する。
- (11) やむを得ない事情により、異装の場合は所定の用紙に記入の上、HR 担任に届け出て許可をうける。
- (12) 体育の授業および体育的行事では、指定された体操着を着用する。

〔 5 〕 集会・掲示

- (1) 集会や対外交渉(対外試合、共同研究を含む)を行う場合は、必ず事前に関係職員に届け出て、学校の許可をうける。
- (2) 校内での掲示や印刷物の配布等は、生徒支援グループ及び関係職員の指導と許可を受けて行う。掲示の期間は原則として1ヶ月とする。

〔 6 〕 校内生活一般

- (1) 校内においては、互いに人格を尊重し、教職員に対する礼儀をわきまえ、生徒間でも互いに挨拶を交わし、来賓に対しては礼を失わないように心掛ける。
- (2) 所持品は華美にわたらず、必ず学年氏名を明記する。必要以上の金品は持参しない。遺失物は、すみやかに関係職員又は HR 担任に届け出る。
- (3) 生徒間での金銭の徴収をしてはならない。やむを得ず徴収する場合は、関係職員に届け出る。
- (4) 病気その他身体に故障の起こった場合は、ただちに養護教諭又は HR 担任の指導をうける。
- (5) 火気の使用は、原則として禁止する。やむを得ず使用する時は、関係職員の許可をうけ指示に従う。
- (6) 学校の建物、備品の使用は事前に届け出て、関係職員の許可と指示を受けなければならない。建物の一部、校具、教具等を破損した時は、ただちに届け出る。
- (7) 校舎内外は、清掃を徹底して清潔に保ち、汚さないように心掛ける。
- (8) 休日に部活動等で教室を使用する場合は、使用の日の前日までにHR担任又は顧問に届け、使用する教室等の管理者及び関係職員の許可をうける。
- (9) 授業中の携帯電話、スマートフォン等の使用は、許可された場合を除き、禁止する。チャイムがなる前に電源を切るか、音の出ない設定にして、かばん等にしまうこと。HR や集会での使用も同様に禁止する。移動教室・集会等で教室を離れる際には、貴重品と同様に携帯するか、ロッカーに施錠して保管する。

〔 7 〕 校外生活一般

- (1) 風紀上好ましくない飲食店及び娯楽施設に立ち入ってはならない。
- (2) アルバイトを行う場合は、学業に支障がないようにすること。その際、家庭の責任の下に行う。
- (3) 旅行おために学割が必要な場合は、保護者が所定の届出用紙により HR 担任に届け出る。

〔 8 〕 その他

- (1) 法規に反すること(飲酒、喫煙、医師の処方によらない睡眠薬等の服用、覚醒剤の乱用その他)は、絶対にしてはならない。
- (2) 交通法規を遵守し、安全に心掛けること。
- (3) SNSの利用については、十分にその使い方に注意をすること。

受 検 心 得

- (1) テスト期間中の座席は、出席番号順に窓側の列から着席する。
- (2) 机の中は必ず空にし、教科書等は試験前にカバンにしまい、教室の前か後、あるいは椅子の下に置く。
- (3) 筆記用具及び消しゴム以外は机上に置かない。下敷きの使用は、監督者の許可を得る。
- (4) 不正行為は絶対にしない。
- (5) 試験中は筆記用具及び消しゴムの貸し借りをしない。
- (6) 「始め」の合図があるまでは、問題を読むことはしない。また、「止め」の合図があったら、直ちに筆記用具を置く。
- (7) 病気等の特別な場合は、監督者の指示に従う。
- (8) 携帯電話、スマートフォンは電源を切り、カバンの中にしまう。

そ の 他

- (1) 定期テスト 1 週間前よりテスト終了まで、部活動等は原則として禁止する。特別の事情がある場合には、許可を必要とし、活動時間は 1 時間程度とする。
- ★(2) 定期テスト・(校内)実力テスト等の期間中、及び定期テスト 1 週間前より、職員室・印刷室等への生徒の入室を禁止する。
学期末等の成績処理期間も同様とする。

神奈川県立鶴嶺高等学校生徒会規約

第1章 総 則

第1条 名称 本会は神奈川県立鶴嶺高等学校生徒会と称する。

第2条 位置 本会は神奈川県茅ヶ崎市円蔵1丁目16番1号、神奈川県立鶴嶺高等学校内に置く。

第3条 会員 本会は本校生徒全員をもって、会員とする。

第4条 目的 本会は本校の教育方針に基づき、自主的で民主的な活動を通して、生徒同士の親睦と、明るく健全な学校生活の充実をはかり、自ら考え行動する人物としての資質を養うことを目的とする。

第2章 役 員

第5条 役員と本部 本会には次の役員を置き本部を構成する。

1 会 長	1名	2 副 会 長	2名
3 書 記	2～4名	4 会 計	2～4名
5 執行役員	0～8名		

第6条 任 務

- 1 会長は本会を代表し、一切の会務を総括する。又必要に応じて臨時の委員会を設置することができる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が任務遂行できない時はこれを代行する。
- 3 書記は必要に応じて生徒総会・中央委員会・本部における議事と決議を記録し、公示する。
- 4 会計は本会の会計事務一切をつかさどり、本会の予算執行及び決算の報告を行う。

第7条 任期 役員の任期は会長、副会長選挙の一週間後から翌年の選挙一週間後を目安とし、再選を妨げない。

第8条 解任 中央委員会で解任要求が議決された場合、役員はその任を解かれる。

第9条 罷免 会長及び副会長は、協議の上で会長及び副会長を除く他の役員の任を解ける。

第3章 組 織

第10条 機 関

第1項 一般機関 本会には次の機関を設置する。

- 1 生徒総会
- 2 中央委員会

- 3 専門委員会
- 4 選挙管理委員会
- 5 部長会

第2項 特設機関 本会にはそれぞれに定められた条件を満たすとき、次の機関を設置する。

- 1 実行委員会
 - 2 特務委員会
- (第1節 生徒総会)

第11条 役割 生徒総会(以下:総会)は本会最高の議決機関である。

第12条 構成 総会は本会の全会員をもって構成する。

第13条 頻度 総会は予算承認時に開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第14条 議事 総会は次の事項について協議する。

- 1 本会の活動方針及び計画
- 2 本会の目標達成のために協議すべき事項

第15条 臨時総会 臨時総会は、次の場合に他の規約に準じ開かれなければならない。

- 1 会長が必要と認めた場合
- 2 中央委員会が総会開催決議を採択した場合
- 3 総会開催決議が会員の3分の1の賛成をもって採択された場合

第16条 公示 総会は議題及び日時、場所を、原則として1週間前に会長が公示する。但し、臨時総会の場合はこの限りではない。

第17条 議決 総会は会員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上をもって議決される。

第18条 議長団 議長は1開催毎に中央委員会にて選出し、議長は副議長を選出する。再選はこれを妨げない。

(第2節 中央委員会)

第19条 役割 中央委員会は総会に次ぐ議決機関である。

第20条 構成 各クラス2名のクラス委員、各専門委員会の委員長及び本部役員によって構成される。

第21条 頻度

- 1 会長が必要と認めた場合
- 2 中央委員会を構成する上記団体のうち、いずれかの団体から要求があった場合
- 3 中央委員会の議長が必要と認める場合
- 4 その他協議が必要な場合

第22条 議事 中央委員会は次の事項について協議する。

- 1 各委員会の活動報告
- 2 本規約の改正発議
- 3 総会の議長選出
- 4 選挙規則に定める役員の承認

5 臨時総会の開催決議案

6 役員解任要求

7 その他総会の決議内容を遂行するために協議すべき事項

第23条 公示 中央委員会の開催の公示は、原則として総会の公示に倣う。

第24条 議長 中央委員会の議長は、委員の互選により選出する。任期は1年とし、再選を妨げない。

第25条 議決 中央委員会は構成員の3分の2以上の出席によって成立し、出席者の3分の2以上をもって議決される。

第26条 傍聴権 会員は中央委員会の会議の傍聴権を有す。

(第3節 専門委員会)

第27条 編成と任務 本会に次の専門委員会を置く。

- ・生活委員会 会員の校内外における生活に関し、ルールやマナーの向上を促す。
- ・図書委員会 会員が図書館を十分利用できるよう、これの整理、整頓、広報を行う。
- ・放送委員会 校内放送に関する事を行う。
- ・保健委員会 会員の健康向上及び環境衛生に関する事を行う。
- ・環境整備委員会 校内外の清掃美化に関する事を行う。
- ・体育委員会 クラス対抗等、体育競技に関する事を行う。
- ・国際交流委員会 国際交流に関する事を行う。
- ・福祉委員会 募金などの福祉奉仕活動に関する事を行う。
- ・防災委員会 防災及び避難訓練等に関する事を行う。

第28条 招集 委員から要求があった場合又は委員長が必要と認めた場合、その専門委員会は日程を決め臨時委員会を開くことができる。

第29条 報告 専門委員会は、年度末の招集時に年間行動報告を本部に提出し、直後の中央委員会に報告し質疑応答を経なければならない。又、活動した時は中央委員会で報告しなければならない。

第30条 選出 専門委員会を構成する専門委員は、各クラスから必要数を選出する。

第31条 任期 専門委員の任期は1年とし、再選を妨げない。

(第4節 実行委員会)

第32条 任務 実行委員会は、生徒会行事の実行を担うためにこれを設置する。

第33条 設置 会長が必要と認めた実行委員会を、専門委員選出時に公表し、これを設置する。

第34条 報告 実行委員会は1年を通じ自由に日程を組むことができる。中央委員会への報告は専門委員会に倣う。

第35条 選出 実行委員は、各クラスより必要数を選出する。

第36条 任期 実行委員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第37条 解散 実行委員会は年度終了時に解散する。

(第5節 選挙管理委員会)

第38条 任務 選挙管理委員会は、別に定める選挙規則に則った公正な選挙を行う。

第39条 選出 選挙管理委員は、各クラスから1名選出される。

第40条 任期 選挙管理委員の任期は1年とし、再選を妨げない。

(第6節 特務委員会)

第41条 任務 任務は設置時に公示する。

第42条 設置 特務委員会は、次の場合に名称と共にこれを置く。

1 生徒会長が必要と認めた場合

2 中央委員会が設置を議決した場合

第43条 報告 特務委員会は専門委員会に倣い中央委員会で報告しなければならない。

第44条 選出 特務委員会の設置にあたり、設置予定日の1か月前には各クラスより必要数の委員を選出する。

第45条 任期 特務委員の任期は、設置時から設置年度の終了時までとし、それ以降は専門委員に準ずる。途中で解散した場合にはそこまでとする。再選を妨げない。

第46条 解散 特務委員会は、中央委員会が解散案を採択、次いで生徒総会が解散命令を採択して解散する。

第4章 行 事

第47条 役割 体育祭、文化祭、合唱祭、その他の生徒会行事は、本会の目的達成のためにこれを行う。

第48条 設置 1年の内に行う生徒会行事の予定は、年度の初めに本部より公示される。

第49条 企画実行 生徒会行事の企画は、本部と実行委員数名をもって準備会を組織しこれにあたる。実行は、実行委員がこれにあたる。実行の時、専門委員会は生徒会長の命をもって実行委員長の指示のもと、これに協力しなければならない。

第5章 会 計

第50条 経費 本会の経費は、生徒会費その他の収入をもってこれに充てる。

第51条 会計年度 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第52条 別則 詳しい会計業務については、別に定める会計規則に従う。

第6章 選 挙

第53条 選挙 本会役員の選出は選挙をもってこれを行う。

第54条 別則 詳しい選挙業務については、別に定める選挙規則に従う。

第7章 部活動

第55条 任務 部並びに同好会からなる部活動は、本会の目的達成のためにこれを設置する。

第56条 別則 詳しい部活動に関する業務については、別に定める部活動規則に従う。

第57条 部長会 部長会は各部活動と同好会の長を構成員とし、生徒会長が招集することもできる。

第8章 顧問

第58条 役割 本会内の全ての機関には校長が委嘱した顧問を置き、顧問はその運営及び活動について指導・助言する。

第59条 議決の承認 本会内の機関による全ての議決は、各担当顧問を通じ校長の承認を必要とする。

第9章 改正

第60条 提案 本規約の改正は次の場合に提案される。

- 1 会員の3分の1以上の要求がある場合
- 2 中央委員会より要求のある場合
- 3 会長が必要と認めた場合

第61条 議決 本規約改正の提案は、生徒の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第62条 公布と執行 改正のあった場合、1週間の公布を経てその後執行し、その効力を発揮する。

第63条 開示 本部はこれを管理し、会員からの要求があった場合には開示しなくてはならない。

第64条 例外 第9章にはいかなる例外も認められず、違反があった場合はそれを無効とする。

第10章 補則

★第65条 本規約は、2015年4月1日より効力を発揮する。

選挙規約

第1章 総 則

第1条 定義 本規則は生徒会規約に基づき、定められるものである。

第2条 目的 本規則は生徒会役員の選出を円滑に行うために定める。

第3条 選挙権 本会の会員はその全てが選挙権及び被選挙権を有す。

第4条 選挙 会長及び副会長は選挙により選出し、書記及び会計並びにその他の役員は、新たに選出された会長及び副会長が協議の上推薦し、中央委員会での承認を得なければならない。

第2章 選挙管理委員会

第5条 構成 選挙管理委員会は生徒会規約に基づき各クラスから1名選出された委員で構成し、委員の互選によって選出された委員長はこれを代表する。

第6条 任務 選挙管理委員会は必要に応じて次の業務を行う。

- 1 選挙人名簿の作成
- 2 選挙の告示
- 3 立候補者の受付及び告示
- 4 立会演説会の開催及びその日時場所の告示
- 5 投票及び開票の管理
- 6 当選者の確認及び告示
- 7 その他必要な業務

第7条 失権 選挙管理委員は任期中その被選挙権及び選挙責任者たる権利を失する。

第3章 立 候 補

第8条 立候補 立候補者は選挙の告示より2週間以内に選挙責任者1名を立て、選挙管理委員会へ届け出る。

第9条 制限 候補者は同時に2つの役員の候補になることができない。

第10条 候補の欠員 会長、副会長の候補者が定員に充たない場合は、中央委員会が推薦候補を立てる。

第4章 選挙運動

第11条 期間 選挙運動期間は、立候補届け出締め切り日の翌日より、投票日前日までの1週間とする。

第12条 場所 校内で授業時間外に選挙運動を行うことができる。

第13条 ポスター 選挙ポスターの設置場所、枚数及び形式は、選挙管理委員会がこれを指定し、管理する。

第14条 禁止事項 次の行為をした会員は、その選挙における選挙・被選挙権を失う。

- 1 買収行為
- 2 校外での選挙活動
- 3 ポスターの破棄・破壊
- 4 SNS 等を使った選挙活動
- 5 その他選挙管理委員会の指示に従わない行為

第15条 立会演説会

第1項 告示 立会演説会は選挙管理委員会が期日の2日前までに、日時及び場所を告示する。

第2項 演説 立会演説会において演説する者は候補者及びその応援弁士とし、立候補届け出順に与えられた時間、演説する。

第3項 運営 選挙管理委員会は演説時間、司会進行、その他立会演説会の運営に必要な業務を行う。会場にてその秩序を乱す行為をする者を制止し、指示に従わない場合は退出せしめられる。

第5章 投票

第16条 方式 投票は1人1票無記名とし、代理、不在者及び期日前投票は原則として認めない。

第17条 運営 投票の日時、場所、用紙、その他の基準は本規則に反しない限りで、選挙管理委員会が定める。

第6章 開票

第18条 開票所 開票所は選挙管理委員会が校内に場所を指定し設け、即日開票を原則とする。

第19条 立会 開票は候補者の選挙責任者の立会いのもとに選挙管理委員会がこれを行う。

第20条 無効票 次のものは無効票となる。

- 1 所定の用紙、記入法と異なるもの
- 2 必要外の記入のあるもの

第7章 当 選 者

第21条 当選 有効得票数のうち信任票の割合が高い者から定数を当選とする。又、信任率が5割に満たない者は落選とする。同数の場合は1週間以内に決選投票を行う。当選者が定数に満たない場合は、その数に限って再選挙を行う。再選挙は本規則に準ずる。

第22条 告示 選挙管理委員会は開票の結果及び当選者の告示を直ちに行わなければならない。

第8章 補 欠 選 挙

第23条 条件 会長及び副会長に欠員が生じた場合は、補欠選挙を行う。運営は本規則に準ずる。

第24条 任期 補欠選挙の当選者の任期は、前任者の残りの任期とする。

第9章 補 則

第25条 本規約は 2015年4月1日より効力を発揮する。

会 計 規 則

第1章 総 則

第1条 定義 本規則は生徒会規約に基づき定められるものである。

第2条 目的 本生徒会活動に関する一切の会計事務はこの規則による。

第3条 会計年度 生徒会会計年度は4月1日より翌3月31日までとする。

第2章 収 入

第4条 年会費 生徒会費は年額6,000円とし、定められた日に納入する。

第5条 入会金 入会金は500円とし、入学時に納入する。

第6条 役員 生徒会会計は納入の一切に関わってはならず、収入総額のみ通知される。

第3章 予 算

第7条 編成 予算は年間会費、入学金及び前年度繰越金をもって編成する。

第8条 項目 予算は次の4項目に分類する。

- | | |
|-------|--------|
| 1 本部費 | 2 部活動費 |
| 3 特別費 | 4 予備費 |

第9条 本部費 本部費は次のものとする。

- 1 本部運営に必要な物品の購入費
- 2 専門委員会の活動に必要な物品の購入費
- 3 部活動の主要大会参加費
- 4 その他本部運営に必要な経費

第10条 部活動費 部活動費は次のものとする。

- 1 部活動に必要で共同利用可能な物品の購入費及び経費

第11条 特別費 特別費は次のものとする。但し、慶弔費は別に慶弔費規程を定める。
生徒会全体に関する費用(体育祭、文化祭、合唱祭、慶弔費、等)

第4章 監 査

第12条 会計監査は本会会計に対して年に1度以上監査を行うことができる。

第13条 本部会計は各部に対して年に1度以上監査を行うことができる。

第5章 決 算

第14条 報 告

第1項 公示 生徒会会計は、本会会計年度末に当該年度の本会会計の決算を行い、直ちに公示しなければならない。

第2項 提出 前項達成のために、本会の有する全機関は年度の出納簿を会計年度末に本部に提出しなければならない。

部 活 動 規 則

第1章 総 則

第1条 定義 本規則は生徒会規約に基づき部活動に関する諸事項を定める。

第2条 目的 本会にはその目的達成の為に、文化部、運動部を置く。

第3条 活動 各部は活動方針を明確にし、民主的な運営を図らねばならない。

第4条 渉外 対外的な行動に関しては顧問を通し、校長の許可を得なければならない。

第5条 幹部

第1項 任務 各部は必ず、部長、副部長を置き、部長及び副部長は顧問の指導、助言を参考に部を統括する。

また、会計業務は副部長が兼ねる。

第2項 報告 各部は部長、副部長を新たに選出した時、直ちにその氏名を生徒会本部に報告しなければならない。

第6条 所属 全て会員は入部・退部届を顧問に提出する手続きを経て、各部に入部あるいは退部をすることができる。退部の際に限り、顧問及び部長の承認を必要とする。

第7条 勧誘 各部は原則として毎年4月に部員を一般募集するものとする。

第2章 設置・廃止

第8条 設置

第1項 条件 次の事項を全て満たしている場合に部の新設を申請することができる。

- 1 同好会としておおむね2年間継続した活動があること
- 2 本会活動上及び教育上ふさわしいものであること
- 3 顧問となる職員がいること

第2項 手続 部の新設にあたり発起人は、部の名称、部長と副部長の氏名、及びその他の全部員の氏名、活動の目的、方針、計画を顧問の氏名及び印と共に記入し、生徒会本部に提出する。その後、本部、顧問会議、職員会議、校長の順に承認を得て、生徒総会にてその名称、活動内容、部長氏名を明示し承認されなければならない。

第3項 廃止 次の事項の何れかに該当する部分があった場合は、本部、顧問会議、職員会議、校長の順に承認を得て、生徒総会にてその部の廃止の是非を決定する。

- 1 2年間定期的な活動が無い場合
- 2 2年間、文化祭発表などの校内での対外活動若しくは校外での試合や大会、発表会への参加が無い場合
- 3 その部の存在及び活動が本会に支障を与える場合

第3章 会 計

第9条 請求 全ての部は生徒会会計の指定した上限額及び品目の範囲内で、その活動に必要な予算を請求することができる。

第10条 部費 各部は必要に応じて部員から部費を徴収できる。

第11条 出納 各部は常に、出納簿に金銭の収入を含めて出納を記録しなければならない。

第4章 同好会

第12条 予算 同好会は顧問、活動場所、部活動としての資格を持つが、生徒会予算は原則としてこれを受け取れない。

第13条 設置

第1項 条件 同好会設置には次の条件を全て満たさなければならない。

- 1 3名以上の構成員がいること
- 2 顧問を担う職員がいること
- 3 本会活動上及び教育上ふさわしいものであること
- 4 既存の部活動の活動に支障がないこと

第2項 手続 同好会の新設にあたり、発起人は部の新設手続に準じ、手続を経ねばならない。

第14条 廃止 同好会は、次の場合に廃止とする。手続きは、部のそれに準ずる。

- 1 1年間定期的な活動が無い場合
- 2 構成員が無くなった場合

第15条 渉外 同好会の対外活動は校長の許可を得て行う。

第5章 補 則

第16条 本規約は、2015年4月1日より効力を発揮する。

慶 弔 規 程

第1章 総 則

第1条 定義 本規則は生徒会規約に基づき、定められるものである。

第2条 役割 生徒会活動における一切の慶弔事項はこの規程による。

第2章 予 算

第3条 支出 慶弔費は生徒会予算特別費より支出する。

第3章 慶弔費

慶弔費は次のものとする。ただし、必要に応じて中央委員会の承認を得て募金し、それを追加することができる。

第4条 死亡 生徒が死亡した際には、その理由を問わず10,000円を贈る。又、他に供物を贈ることができる。

第5条 家財 生徒の家屋、家財又は学用品が災害により多大なる損害を受けた際には5,000円を贈る。

第6条 保護者 生徒の保護者が死亡された際には、5,000円を贈る。

第7条 病気 生徒が病気及び怪我などで長期療養が必要となった際には、3,000円程度の品物を贈る。

第8条 職員 職員が死亡された際には、その理由を問わず5,000円を贈る。又、他に供物を贈ることができる。

第9条 転任 職員が転任又は退職された際には、記念品を贈る。

第4章 補 則

第10条 第3章の規定は、すべて特例を除く。

・2013年3月25日一部改定

図書館の利用に際して

神奈川県立鶴嶺高校図書館

- 1 開館時間は、平日 9:00～16:30 です。
- 2 休館日は、毎週土曜、日曜、祝祭日、館内整理日(必要に応じて)等です。
- 3 長期休暇中の開館日は、そのつど決めます。
- 4 図書館を利用する時は人の迷惑にならないようにしてください。
- 5 本、雑誌等を持ち出すときは、必ず貸出し手続きをとってからにしてください。
- 6 貸出期間は、原則として 2 週間です。本、雑誌等を合わせて借りることができます。
- 7 借りたものは、紛失・破損等のないよう、責任をもって保管して下さい。
- 8 2 週間以内に読めなかったものは、他の人の予約がなければ、もう一度借りることができます。
- 9 その他、わからないことは係の職員などに聞いてください。

年間行事予定表

令和6年度
(2024年度)

4 月	始業式 入学式 1年オリエンテーション 各種委員会選出 部登録 校医検診 生徒総会 1・2年スタディーサポート 3年実力テスト 身体測定	10 月	中間テスト
5 月	PTA 総会 中間テスト 校医検診	11 月	地域貢献デー
6 月	体育祭 校医検診	12 月	期末テスト 終業式
7 月	生徒総会・生徒会役員選挙 期末テスト 終業式 夏期講習	1 月	始業式
8 月	夏期講習 始業式 1・2年課題テスト ニュージーランド交流校訪問	2 月	3年計画登校 1・2 実力テスト 入学者選抜
9 月	文化祭 3年実力テスト 1・2 スタディーサポート 修学旅行	3 月	卒業式 学年末テスト 合唱祭 修了式 英国姉妹校訪問

日 程 表

予	鈴	8:35
H	R	8:40 ~ 8:45
1	校 時	8:50 ~ 9:40
2	校 時	9:50 ~ 10:40
3	校 時	10:50 ~ 11:40
4	校 時	11:50 ~ 12:40
昼	休 み	12:40 ~ 13:20
予	鈴	13:20
5	校 時	13:25 ~ 14:15
6	校 時	14:25 ~ 15:15
H	R	15:20 ~ 15:25
清	掃	15:25 ~ 15:40
下	校 時 間	17:00